

福岡県医発第1751号(地)

平成18年 1月 4日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



インフルエンザワクチンの安定供給の確保について

寒冷の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いにつきましては、平成17年12月14日付福岡県医発第1662号(地)等の文書をもってお送りいたしておりますが、今般、インフルエンザワクチンの安定供給の確保について、厚生労働省医薬食品局血液対策課長より、各都道府県衛生主幹部(局)長に対し通知がなされた旨、日本医師会ならびに福岡県保健福祉部業務課を通じて連絡がありました。

本通知は、厚生労働省において、インフルエンザ融通ワクチンの一部解除が行われましたが、毎週行われているインフルエンザワクチンの在庫状況一覧から全国的に少量となり始めていることが確認できたため、12月21日をもって原則製造業者等に対して解除し、供給を確実に行うこととするものであります。ただし、解除後の供給依頼に対しての対応、年末時点で接種のスケジュールが遅い自治体等に対して融通の必要性が生じた場合等の対応のために、厚生労働省において4万本のワクチンが保管され、解除後についても各都道府県内において不足の状況が認められた場合について、供給の必要性が認められる場合には、厚生労働省において4万本の中からの供給を検討するとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますようよろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・蒲池



(地Ⅲ 168)

平成16年12月22日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

インフルエンザワクチンの安定供給の確保について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、インフルエンザワクチンの安定供給に係る取扱いにつきましては、平成17年12月6日付（地Ⅲ 152）等の文書をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、厚生労働省医薬食品局血液対策課長より、各都道府県衛生主幹部（局）長に対し、インフルエンザワクチンの安定供給の確保についての通知が出されました。

インフルエンザワクチンにつきましては、厚生労働省において、融通ワクチンの一部解除を行いました。毎週行っているインフルエンザワクチンの在庫状況一覧から、全国的に少量となり始めていることが確認できました。このため、12月21日をもって原則製造業者等に対して解除し、供給を確実に行うこととするものであります。ただし、解除後の供給依頼に対しての対応、年末時点で接種のスケジュールが遅い自治体等に対して融通の必要性が生じた場合等の対応のために、厚生労働省において4万本のワクチンを保管しております。なお、解除後についても、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合について、供給の必要性が認められる場合には、厚生労働省において4万本の中からの供給を検討するとのことであります。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了解いただき、よろしくご高配の程お願い申し上げます。



17第3592号-2

平成17年12月27日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長



インフルエンザワクチンの安定供給の確保について

標記については、平成17年12月13日付薬食血発第1213001号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知により融通ワクチンの一部解除が行われたところですが、今般、別添の平成17年12月21日付薬食血発第1221001号厚生労働省医薬食品局血液対策課長通知のとおり、4万本(1mL換算)の保管分を除き、12月21日をもって融通ワクチンを原則製造業者等に対して解除しましたので、お知らせします。

各都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチンの安定供給の確保について

インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の安定供給対策については、平成17年6月29日付け医政経発第0629001号、健感発第0629001号、薬食血発第0629001号医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名通知及び平成17年9月22日付け医政経発第0922001号、薬食血発第0922001号、医政局経済課長、健康局結核感染症課長、医薬食品局血液対策課長連名通知において、各都道府県におけるワクチンの供給体制及び市区町村との協力体制の確立を要請したところである。

今般、融通ワクチンの一部解除を行ったところであるが、毎週行っているインフルエンザワクチンの在庫状況一覧から、全国的に少量となり始めていることが確認できる。

ついては、卸売販売業者の在庫の取扱い及び各製造業者等が保管しているワクチン不足時の融通用ワクチン（以下「融通用ワクチン」という。）の取扱いについて下記のとおりとするので、貴官下関係者に対してご指導方よろしくお願いしたい。

記

1. 融通用ワクチンについては、12月21日をもって原則製造業者等に対して解除し、供給を確実に行うこととするが、解除後の供給依頼に対しての対応、年末時点で接種のスケジュールが遅い自治体等に対して融通の必要性が生じた場合等の対応のために、4万本（1mL換算）のワクチンを保管することとした。
2. 解除後についても、各都道府県内において、不足の状況が認められた場合。
 - (1) 当該都道府県は、在庫不足医療機関等に対して、卸売販売業者から未納在庫を優先的に供給するよう依頼するとともに、医療関係団体に対して、未納在庫の扱いについて傘下の会員に協力を求めるよう、速やかに要請すること。
 - (2) 平成18年1月以降においても、貴管内への供給の必要性が認められる場合には、4万本の中からの供給を検討するので、当職まで連絡すること。